欧州連合 (EU) の使節権をめぐって

---エピキタリズマ(3)----

川崎 晴朗

はしがき

筆者は本紀要第145号に「世界主要国首脳会議(G8)に対するEUの参加(1)」を掲載した(71-85頁)。本稿はその続編で、前稿(1)を補充する目的で執筆したものである。とくに、この会議の起源となったと思われるThe New York Times 紙(以下 NYT)の記事を発見できたので、これをまず紹介したい。なお、本稿の冒頭に引用したBulletin の記事にある"[the Community's] right to participate [in the Summit]"とは、言い換えれば欧州共同体の会議参加権(jus congressus)であるが、また交通権(jus communicandi)の一部を構成するといってもよい。前稿で述べたように(71頁)、欧州共同体(EC、のち欧州連合=EU)は国際法でいう使節権をもつことを広く認められているが、この権利は広義に解釈すれば国家または非国家主体が国際会議に対し代表を派遣する権利を含んでいる。本稿はEC(のち EU)が G8等の国際会議に対し広義の使節権を行使していることを示す試みであるとお考え頂いて結構である。

世界主要国首脳会議 (G8) に対する EU の参加(2)

This fourth summit [held in Tokyo on June 28 and 29, 1979] has thus sealed the Community's right to participate, which was gained, not without difficulty, before the London summit on May 7 and 8 May 1977.

—European Committee, *Bulletin of the European Communities*, July/August 1978, point 1.1.1.

A G8の起源

1. Reston 記者の Giscard d'Estaing 大統領とのインタビュー

筆者はかねがね世界主要国首脳会議(G8)⁽¹⁾がどのようにしてスタートしたのか知りたいと思っていた。第1回会議は1975年11月、パリ郊外のランブイエ城で開催されたが、どうやらその年、フランスの Valéry Giscard d'Estaing 大統領が米国の新聞記者との会見の際、西側諸国首脳がその数をしぼって集まり、世界経済につき語り合うことを提案したことがG8の起源となったらしいことは聞き知っていた⁽²⁾。しかし、この提案が具体的にいつ、どのようにして行なわれたのか、そして果たして G8がGiscard d'Estaing 大統領が考えていた形で実現したのか、また、いかにして欧州共同体(European Communities=EC、現在の EU)⁽³⁾がこれに参加するようになったのか——これらの点については詳細が掴めないままとなっていた。2014年12月のある日、筆者は国立国会図書館でようやく問題の「米国の新聞記者との会見」がどのような内容であったかを知ることができた。

(1) 1975年6月15日は日曜日で、同日付 *The New York Times* (以下 "NYT" と略す。) は部厚く、いくつかのセクションに分かれている。筆者は "This week in Review" のセクションの17面に "Giscard on Alliance" と題する1行の記事を発見した。

⁽¹⁾ 前稿で述べたように、世界主要国首脳会議は1988年6月までは「先進国首脳会議」と呼ばれ、またG6あるいはG7であった(71頁注4)。本稿では、便宜上主要国首脳会議またはG8に統一する。

⁽²⁾ 例えば、1975年7月29日付毎日新聞は在パリ寺島特派員発(28日付)の記事を掲載しているが、これには首脳会議の構想は「今月(すなわち7月)初め、Giscard d'Estaing 大統領が米国紙との会談の際提案した。」とあり(1面)、筆者は国立国会図書館で何日もかかってそのころの The New York Times、The Washington Post 等、米国の主要新聞を読みあさり、関連記事を探したものである。その後閲覧の対象を拡げ、ようやく1975年6月15日付 The New York Time で関連記事を発見することができた(同紙の Index、"Economic Conditions and Trends (General)"の欄)。

⁽³⁾ 筆者は、国際法上の主体としての EU は2009年12月1日、リスボン条約が実施されるようになってはじめて成立したと考えている。『外務省調査月報』2002年度/No. 2の拙稿で述べたように、1993年11月1日に効力を発生した欧州連合条約(マーストリヒト条約)のいう EU は「三つの欧州共同体を基礎とし、CFSP(共通外交・安全保障政策)等、加盟国政府間の各種の協力形態により補充される一種の国家結合体」であって、EU それ自体は法主体性を与えられていなかった(19頁)。

キケローは De Finibus Bonorum et Malorum (紀元45年) で次のように述べている (第5巻、第21章、58)。

Omnium enim rerum principia parva sunt, sed suis progressionibus usa augentur; ...

H. Rackham はこれを "All things are small in their first beginnings, but they grow larger as they pass through their regular stages of progress...." と訳した $\dot{m}^{(4)}$ 、NYT のわずか 1 行の記事が G8 の起源とすれば、それはまことに「小さな起源」であったといわなければならないであろう。

NYT の上記の記事は同紙の James Reston 記者が 6 月 14 日パリから発信 したもので、Reston 記者は先日 Giscard d'Estaing 大統領と会談したが、彼 は同記者に対し、世界経済が抱える諸問題に悩んでいると語ったという。 この年、世界経済は戦後最大ともいうべき景気後退を経験した。Reston 記 者は Giscard d'Estaing 大統領につき "[he was] concerned about the failure of the political leaders of the principal industrial nations to get together and talk seriously about them [economic problems of the world]."と述べたが、これが同 大統領の真意であったと思われる。彼は世界経済の現状を "crisis" と呼び、 これに対処しなければならないが、問題は "We never have a serious conversation among the great capitalist leaders to say what we do now." であると断言 した。Reston 記者がカナダの Pierre E. Trudeau 首相が NATO の場で各国首 脳が定期的により広く諸問題を話し会うことを提案したが、と述べると Giscard d'Estaing 大統領は次のように答えたという。(i) NATO は経済・財 政問題を論ずる権限をもたない、そして(ii)もっと実際的な問題は、17ヵ国 またはそれ以上の国がオープンな場において (in the open) デリケートか つ基本的な問題 (delicate and fundamental questions) を討議することは不 可能であり、時間の無駄だということである。このような問題は主要な責 任を負う非常に少数の人々の間で、またほとんど私的といってよいレベル で (between a very few people and almost on a private level) 討議されるべき

⁽⁴⁾ The Loeb Classical Library (London: William Heineman and Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1967), p. 461.

である。

Reston 記者がそれでは故ド・ゴール大統領が提案した"directoire"一ここで大西洋を挟む主要な国々が重要な世界の諸問題を協議する一の再現ということにならないかと質問すると、Giscard d'Estaing 大統領は "Well, frankly, yes."と答えた。さらに、ド・ゴール大統領がいまこの提案に賛成するであろうかと質問すると、大統領は、それは難しいだろう、当時と状況は変わり、(大西洋国家でない)日本も考慮に入れなければならない、しかしド・ゴール大統領も(世界経済の)漂流を止めるための資本主義国の指導者による実際的で定期的・継続的な討議(practical, regular and continuing discussions)には賛成するであろう、協議の形式は重要ではない、実質が大切なのだ(the form of the consultation is not important, but the substance is vital.)、と述べた。

Reston 記者によると Giscard d'Estaing 大統領はほかにもさまざまな事柄 について語ったが、いつも major theme、すなわち主要国間の実際的な協議の必要性の問題に戻ったという。

(2) 1975年7月29日付毎日新聞によると、Giscard d'Estaing 大統領の提案が行なわれた当時は関係国からそれほど好意的な反応がなく、フランス国内でさえ同大統領の真意をつかみかねるとの見方があったという(1面)。しかし、彼は信念を貫くため同年7月30日から8月1日、ヘルシンキで行なわれた全欧安保・協力首脳会議の機会をとらえて米国、西ドイツ及びイギリスの3首脳と個別に会談を行なった。(例えば米国のフォード大統領とは8月1日、在フィンランド米国大使館で昼食を共にしながら会談した。)前掲の寺島特派員電は「(Giscard d'Estaing 大統領は)先週末のシュミット(西独)首相を軸とした一連の個別首脳会議で5ヵ国首脳会議への機運は熟したと判断したものとみられる。」という。このころ、会議参加国として米国、フランス、西独、イギリス及び日本の5ヵ国が予想されていたのであろう。

1975年といえば東西の冷戦状態がまだ継続中であった。ヘルシンキで行なわれた全欧安保首脳会議には35ヵ国―東西ヨーロッパのすべての国(アルバニアを除く。)並びに米国及びカナダ―の首脳が参加し、1814年9月から翌年6月まで開催のウィーン会議以来の大会議となったと評され

たが、この会議はまた世界主要国首脳会議の誕生をうながす機会を提供したことになる。

(3) 先進国首脳会議がこのような経緯ではじまったとすれば、Giscard d'Estaing 大統領の考えが(i)この会議では主要資本主義国のリーダーが継続的に世界経済情勢を協議する、(ii)参加者の数をしぼり、通常の国際会議の諸形式にとらわれずに、くつろいだ雰囲気の中で率直な話し合いを行なう、という2点にあったことは明白であろう。

筆者にとっては、Giscard d'Estaing 大統領の考えは19世紀のヨーロッパの大国間で形成された「ヨーロッパ協調」(Concert of Europe/Concert Européen)を想起させずにおかない。ヨーロッパ協調は19世紀のヨーロッパで大国が会議を開き、または同盟を結成して主として紛争の平和的収拾をはかろうとした体制を指す。Morgenthau 教授はヨーロッパ協調を"diplomacy by conferences among the great [*European*] powers which would meet all threats to the political system by concerted action"と定義している(5)。

⁽⁵⁾ Hans J. Morgenthau, Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace (9th Ed.; New York: Alfred A. Knopf, 1985), p. 236.

ヨーロッパ協調の最初の例はナポレオン戦争の末期にロシア、オーストリア、プロイセン 及びイギリスの4ヵ国が結成した四国同盟(Quadruple Alliance)で、1814年3月9日、4ヵ 国はショーモン条約を締結し、ナポレオンの敗北まで共同して戦うことを誓った。四国同盟 はウィーン会議 (1814年9月-1815年6月) の期間は空文化したが、ナポレオンの再挙によっ て復活することとなった。4ヵ国はウィーン体制を擁護し、各地の自由主義運動・ナショナ リズム運動の抑圧を図った。四国同盟は1818年11月、フランスと同盟を結び(四国同盟は 存続させた。)、五国同盟 (Quintuple Alliance) となった。5ヵ国は定期的に会議を開催したが、 イギリスは1822年のヴェロナ会議で五国同盟から実質的に脱退し、同盟自体が1848年のフ ランスにおける「2月革命」で終止符を打たれた。Morgenthau 教授は神聖同盟 (Holy Alliance) の基礎をショーモン条約、四国同盟及び1815年9月26日の条約(狭義の神聖同盟 条約)に求め、五国同盟を "Neo-Holy Alliance" と呼んでいるが (Politics...., pp. 481-2)、同 教授が述べるように、神聖同盟はヨーロッパの精神的統一を再確認したもので現実の国際政 治の運営にとってはほとんど意味をもたなかった (Politics..., p. 482)。また、彼は international government by coferances は1825年に終結した、また、1919年以降は国際連盟理 事会が神聖同盟が果たした役割を "re-enact" したが、大きく違う点の一つは神聖同盟が組織 化 (institutionalize) されていなかったことである、と述べる (Politics..., pp. 488,490)。しか し、1825年以降もヨーロッパ協調とみられる例はあった。とくに1878年6-7月に開催された ベルリン会議を忘れる訳にはいかないであろう。この会議にはドイツ、ロシア、トルコ、イ ギリス、オーストリア、フランス及びイタリアが参加、サン・ステファノ条約(1877年8月、 ロシア・トルコ戦争の講和のため締結された。)を修正し、「東方問題」に起因する国際政治 の危機を収拾しようとした。ベルリン会議にトルコが加わったことで同国はヨーロッパの一 員と認められるようになったといわれる (注28参照)。また、筆者は日清戦争後の下関条約

Giscard d'Estaing 大統領が提唱した会議とはもちろん目的を異にしているが、大国の協力で危機の解決を図るという点では同一であろう。ただし、20世紀にはヨーロッパ域外にも「大国」が出現しており、Giscard d'Estaing 大統領はこれを十分に認識していたのである。

(4) 参加者については Giscard d'Estaing 大統領は Reston 記者に必ずしも明確にせず、「主要資本主義国のリーダー」と述べるにとどまった。しかし、同大統領が具体的にはフランス、米国、西ドイツ及びイギリスの4ヵ国、さらに日本の首脳が参加する会議を考慮していたと見られることは明白である。日本の参加については1975年7-8月、フランス等4ヵ国がヘルシンキにおいて同意を遂げたのであろう。

1975年7月29日付毎日新聞は在パリ寺島特派員発(28日付)の記事を掲げ、「フランス大統領スポークスマンは28日、フランスはGiscard d'Estaing大統領が秋に計画している西側5ヵ国首脳による経済・通貨会議に日本が参加する意思があるかどうかについて、近く日本政府の意向を打診すると述べた。」旨報じた(1面)。このような打診を受け、日本が積極的に参加を決定したことは周知の通りである。

イタリア及びカナダの参加については、1975年10月5日-6日、ニュー・ヨークで開催された G8準備会議で討議され、イタリアの参加が決定したが、カナダについてはこの時点では合意が得られなかった(10月6日付朝日新聞夕刊、6面、17日付同紙、9面)。11月13日、ロンドンで第2回準備会議が開かれ、イタリアを含む6ヵ国がランブイエ会議に出席することが本決まりとなった。いずれにせよ、当時はこれらの国の首脳の脳裏には欧州共同体(EC、のち欧州連合=EU)を招請する考えは全く浮かんでいなかったことは明白である。なお、当時のECは1973年1月に行なわれ

に関して1895年4月23日、ロシア、ドイツ及びフランスが日本に対して行なった「三国干渉」もヨーロッパ協調の一例といえると考えている。

¹⁹⁰⁷年にイギリス、フランス及びロシアの間で形成された三国協商(Triple Entente)、1899年及び1902年の2回開かれたヘーグ平和会議、1906年のアルヘシラス会議、1913年のロンドン大使会議等もヨーロッパ協調の例とされることがあるが、ベルリン会議でトルコが登場したことに加えて、20世紀に入ってからはヨーロッパ域外にも大国が出現したため(日本は1902年の第2回ヘーグ平和会議、国際連盟理事会のメンバーであった。)、純粋な意味でのヨーロッパ協調はなくなった。(Morgenthau 教授の Politics.... のほか、岡義武『国際政治史』[岩波全書、1955年]、70-2、177-9頁等を参照されたい。)

た第1次拡大の後で、加盟国は9ヵ国であった。うち4ヵ国がランブイエ 会議に参加することとなったのである。

2. 先進国首脳会議の「変容」

筆者は、本紀要第145号で述べたように (72-3頁)、Giscard d'Estaing 大 統領による先進国首脳会議の提案はフランス外交の創造的な側面を示す具 体例として1950年5月9日のフランス政府による「シューマン・プラン」 の発表に並ぶものであると評価している。しかし、通常の国際会議の形式 にとらわれず、少数の指導者がくつろいだ雰囲気の中で話し合う、という 同大統領の構想はそのままの形では実現しなかった。G8は、キケローの いう "regular stages of progress" を辿ることにはならなかったのである。こ の点については紀要第145号の前稿で述べた通りで(78-80頁)、何よりも まず会議参加国が増大した。この会議には米国の提案で1976年6月の第 2回会議(プエルト・リコ)からカナダが参加するようになり、さらに冷 戦終結後の1998年5月に開催された第24回バーミンガム会議からは資本 主義国ではないロシアが正式に加わった(6)。また、参加国の首脳が複数に なることもあった⁽⁷⁾。また、会議で取り上げられる議題が増え、当然の結 果として各参加国から首脳のみならず外相、貿易相、財務相等が参加し、 首脳会談とは別に閣僚級会談が開かれるようになった。さらに、1977年 頃から "outreach" と呼ばれるさまざまな非 G8 加盟国首脳や国連事務総長、 国際通貨基金(IMF)専務理事等が出席するようになった。

しかし、会議の「変容」を示す最大の例は、ある意味では1977年3月の第3回の会議からEC(のちEU)が参加するに至ったことではないか

⁽⁶⁾ ソ連は1992年11月25日、解体したが、同日成立したロシアがその承継国となった。ロシアは1994年6月7日-9日のナポリ会合から首脳会議のうち政治討議に参加するようになり、1997年6月20日-22日のデンヴァー会議後、一部のセッションを除き、基本的には全日程に加わるようになった。さらに、2003年6月2日-3日のエヴィアン会議後は完全にすべての日程に参加するようになったが、2014年3月24日、ハーグで開催された臨時サミットは、ロシアのG8への参加停止を決定した。これは同国がウクライナのクリミア半島を一方的に編入したことに関連して取られた措置である。なお、ロシアが正式に参加するまでG8は「G7+1」と呼ばれていた。

⁽⁷⁾ 例えば、1987年6月のヴェネツィア会議の際、同月4日、フランス政府は Mitterand 大統 領及び Jacques Chirac 首相が出席する旨発表した。(Chirac 首相は1995年5月、Mitterand 大統領の後任として大統領に就任した。)

と筆者は考えている。

G8には結局閣僚理事会及び EC 委員会(のち欧州委員会)の双方が参加することとなったが⁽⁸⁾、G8に参加するにしても EC のどの機関が参加するかについては EU の内部で議論が行なわれたものと想像される。前稿でも述べたが(84-5頁)、閣僚理事会は「執行権限を一部に持つ主たる立法機関」であり、また EC 委員会は「主として執行機関の役割を果たし、一部に立法権限をもつ」機関と定義される⁽⁹⁾。1977年、当時の G8参加 7 ヵ国がもし EC の出席は認めるが 1 機関の参加に限る、と主張した場合には EC は果たしてどのように反応したであろうか。

B G8のあり方を巡って

1. EU の参加に対する反対

- (1) 何故 EC は G8の第 1 回及び第 2 回会議に参加できなかったのか $^{(10)}$ 。それは、加盟国のうちフランスが EC の参加に反対であったためである。フランスの Giscard d'Estaing 大統領は首脳会議の開催を提案したが、彼の頭にあったのは前述のようにフランス、ドイツ、イギリス、米国及び日本で、EU の参加は当初から考えていなかったのである $^{(11)}$ 。
- (8) 閣僚理事会についてであるが、G8に参加するのは2009年までは閣僚理事会議長、また2010年からは欧州理事会議長である。前稿でも述べたが(73-5頁)、閣僚理事会は2010年以前にも非公式に欧州理事会と呼ばれることがあったので(Bulletin of the European Communities の1978年7/8月号及び1980年6月号の記事参照。これは欧州理事会が1975年から存在していた事実と無関係ではあるまい。)、なおさらこの点は強調して置かねばならないと思う。閣僚理事会はのちEC理事会、さらにEU理事会となった。2009年12月1日に効力を発生したリスボン条約で欧州理事会ははじめてEUの正式な一機関とされたが(A条約第13条第1項)、EU理事会については単に「理事会」(Council)としている(A条約第13条第1項)。総務理事会、外務理事会、経済・財政理事会(ECOFIN)、雇用・社会政策・保険・消費者理事会等があり、各理事会は加盟国のそれぞれの分野を所掌する閣僚で構成される。本稿では、混乱を避けるため「閣僚理事会」とする。
- (9) 小林勝訳『リスボン条約』(御茶の水書房、2009年)、309、311頁。
- (10) Bulletin, 1975年11月、英語版、88-9頁及び1976年6月、英語版、102-3頁。
- (11) 1975年11月にロンドンで開催された第2回準備会議(前述)でランブイエ会議の出席国 が最終的に6ヵ国に決定したとき、朝日新聞の在ロンドン特派員は11月13日付で電信を発信、この中でEC内部には会議から締め出された5ヵ国の不満がくすぶっていると述べると 共に、ベルギー外務省が12日、「ECを除外した首脳会議の結果にはしばられない。」との声明を行なった旨伝えている(14日付朝日新聞、9面)。

1981年 5 月21日、Giscard d'Estaing 大統領の後を襲った François Mitterand 大統領も同様で、彼の考えは1985年 5 月のボン・サミットの際行なった発言にとくによく表われている。この点は前稿でも触れたが(79 頁)、新しい情報を付加しよう。

(2) 1977年 5 月の第 3 回サミットに関して、Giscard d'Estaing 大統領は同月 6 日夜に開催された Callaghan 首相主催の晩餐会を欠席したことは前稿で述べたが、5 月 7 日付 NYT は、これは "a gesture of French protest"であるとの在ロンドン Flora Lewis 記者の報告を載せている(1 面及び 6 面)。また、Lewis 記者は Giscard d'Estaing 大統領が Jenkins 委員長は "full-fledged" participant ではない、といったと述べている。なお、6 日の晩餐会では、イギリス政府は Jenkins 委員長を首相ではなく蔵相グループのテーブルにつけた。また、同委員長は8日、首相官邸で行なわれた午餐会から除外された(5 月 9 日付朝日新聞、2 面)。

Mitterand 大統領は1985年5月のボン・サミット最終日の5月4日、「こ んなに政治論争をしたり、何かを決めようとするなら、サミットにはもう 出ない。」と発言したが(5月10日付朝日新聞、7面)、その直接の契機 は必ずしも政治的なものではなかった。ボン・サミットにおける米国の Donald W. Reagan 大統領の第1の目標は新しい多角的貿易交渉(新ラウン ド)の開始時期を決定することにあったが、Mitterand 大統領はこれに強 く反対したのである。 5 月 3 日付 NYT は Peter T. Kilbon 記者がボンから 発信した "Mitterand Balks at Reagan's Plan for Trade Talks" と題する記事を 掲載している。これによると Mitterand 大統領は、G8の討議は "broad policy issues" に限るべきであり、貿易交渉の開催時期のような特定の問題 を扱うべきではないと述べたが、同大統領の見解を支持したのは EC の "leadership" のみであったという (A1面)。「ECの "leadership"」とは閣僚 理事会を指すのであろうか。 5日付 NYT は Paul Lewis 記者のボン発電を キャリーしたが、同記者は "In the end, he [President Mitterand] took the lonely route, isolating himself from his colleagues by refusing to set a firm date for opening new trade negotiations..."と述べている(第1部、7面)。EC 理 事会も Mitterand 大統領から「離反」したのであろうか。かくて会議後に 発出された経済宣言は「われわれは GATT の新ラウンドをなるべく早期

に開始すべきであるとする経済協力開発機構(OECD)閣僚理事会が達した合意を強く支持する。われわれのほとんど(most of us)は、新ラウンドの開始は1986年とすべきであると考える。」と述べている。サミットの結論は全会一致によるというのがそれまでの原則であり、したがってこの経済宣言の文言は異例であるといわなければならない。

Mitterand 大統領はサミット後の5月9日、エリゼ宮における記者団との懇談会でも「7ヵ国間での問題の進め方は改めた方がよい。規則のない擬似機構化したサミットで、ことの処理が間違って進められるのは嘆かわしい。……閣僚、補佐官など参加者が年々増え、運営が非能率になってきた。」と苦言を呈した(12)。

2. G8のあり方

G8のあり方を見直す点については、1993年7月8日及び9日の東京会合でも問題となった。イギリスのJohn Major 首相は7月8日、「各国代表団の人数は多すぎるし、書類も多すぎる。」と苦言を呈し、米国のHillary R. Clinton 大統領、イタリアの Carlo Azegli Ciampi 首相及びドイツの Helmut Kohl 首相もこれに応じたという(7月9日付朝日新聞、2面)。このような議論を反映し、9日採択された経済宣言の第16項は「われわれは、……サミットは儀礼、人、文書及び宣言を減らし、われわれの間の形式ばらない討議に充てられる時間を増やすべきであると確信する。われわれは、将来のサミットを、この精神で運営する意向である。」と述べている(7月9日付朝日新聞、夕刊2面)。このようなサミットのあり方は、ある意味では18年前に Giscard d'Estaing 大統領が Reston 記者に語った考えに近いといえよう。

⁽¹²⁾ ボン・サミット終了後の5月2日、ボンに近い Falkenlust 城で夕食会が開かれたが、7日付 NYT に掲載された John Tagliabue 記者の記事によると、会の終了後、Reagan 同大統領の車が出発するまで同大統領のセキュリティ・チームによって Mitterand 大統領が乗った車が約20分間ホールドされ、フランス代表団のあるメンバーは大統領が "seriously insulted" と感じたと語ったという(A10面)。これはサミットにおける両大統領の意見の対立とは直接の関連性はないことであろうが、エリゼ宮における Mitterand 大統領の発言に多少の影響を与えたかも知れない。

C 第3回 G8以降の EU の参加ぶり

1. 第7回 G8以降への参加

第3回以後現在までのG8に対しEC (のちEU) から誰が参加したか、次表にまとめた。この表は外務省『外交青書』、EU委員会 (のち欧州委員会)『一般報告』及びBulletin of the European Communities (のちBulletin of the European Union)、各種新聞等により作成したものである。なお、一部のEC 理事会 (のちEU 理事会) 議長の氏名に付した[*] 印については、下記(2)を参照されたい。

第3回(1977年5月7日-8日、ロンドン)

EC 理事会議長 James Callaghan (イギリス首相)*

EC 委員会委員長 Roy Jenkins (13)

第4回(1978年7月16日-17日、ボン)

EC 理事会議長 Helmut Schmidt (ドイツ首相)*

EC 委員会委員長 Roy Jenkins

第5回(1979年6月28日-29日、東京)

EC 理事会議長 Valéry Giscard d'Estaing (フランス大統領)*

EC 委員会委員長 Roy Jenkins

第6回(1980年6月22日-23日、ヴェニス)

EC 理事会議長 Francesco Cossiga (イタリア首相)*

EC 委員会委員長 Roy Jenkins

第7回 (1981年7月19日-21日、オタワ)

EC 理事会議長 Margaret Thatcher (イギリス首相)*

EC 委員会委員長 Gaston Thorn (14)

第8回(1982年6月4日-5日、ヴェルサイユ)

EC 理事会議長 François Mitterand (フランス大統領)*

EC 委員会委員長 Gaston Thorn

第9回 (1983年5月28日-29日、ウィリアムズバーグ)

⁽¹³⁾ Jenkins 委員長は 5 月 8 日の会議にのみ参加した。

⁽¹⁴⁾ Bulletin, 1981-7/8を参照されたい (ポイント1.1.1.)。

EC 理事会議長 François Mitterand (フランス大統領)*

EC 委員会委員長 Gaston Thorn

第10回 (1984年6月8日-9日、ロンドン)

EC 理事会議長 François Mitterand (フランス大統領)*

EC 委員会委員長 Gaston Thorn

第11回 (1985年5月2日-4日、ボン)

EC 理事会議長 Bettino Craxi (イタリア首相)*

EC 委員会委員長 Jacques Delors

第12回(1986年5月4日-6日、東京)

EC 理事会議長 Ruud Lubbers (オランダ首相)

EC 委員会委員長 Jacques Delors (15)

第13回 (1987年6月8日-10日、ヴェネツィア)

EC 理事会議長 Wilfried Martens (ベルギー首相) (16)

EC 委員会委員長 Jacques Delors (17)

第14回(1988年6月20日-21日、トロント)

EC 理事会議長 Helmut Kohl (ドイツ首相)*

EC 委員会委員長 Jacques Delors

第15回(1989年7月15日-16日、アルシェ)

EC 理事会議長 François Mitterand (フランス大統領)*

EC 委員会委員長 Jacques Delors

第16回 (1990年7月9日-11日、ヒューストン)

EC 理事会議長 Guiliano Andreotti (イタリア首相)*

EC 委員会委員長 Jacques Delors (18)

第17回(1991年7月16日-17日、ロンドン)

EC 理事会議長 Ruud Lubbers (オランダ首相)

EC 委員会委員長 Jacques Delors (19)

⁽¹⁵⁾ Bulletin, 1986-5を参照されたい (ポイント1.3.1.)。

⁽¹⁶⁾ ベルギーの Leo Martens 外相も出席した (Bulletin、1987年6月、ポイント1.2.1.)。

⁽¹⁷⁾ Delors 委員長のほか、Willy De Clercq 委員が出席した (Bulletin、1987年 6 月、ポイント 1.2.1.)。

⁽¹⁸⁾ Delors 委員長のほか、Franz M. J. J. Andriessen 及び Henning Christophersen 両副委員長が出席した (Bulletin、1999年7/8月、ポイント1.4.18.)。

⁽¹⁹⁾ Delors 委員長のほか、Andriessen 及び Christophersen 両副委員長が出席した (Bulletin,

第18回(1992年7月7日-8日、ミュンヘン)

EC 理事会議長 John Major (イギリス首相)*

EC 委員会委員長 Jacques Delors 委員長(20)

第19回 (1993年7月8日-9日、東京)

EC 理事会議長 Jean-Luc Dehaene (ベルギー首相)(21)

EC 委員会委員長 Henning Christphersen 副委員長(22)

第20回(1994年7月9日-10日、ナポリ)

EU 理事会議長 Helmut Kohl (ドイツ首相)*

欧州委員会委員長 Jacques Delors (23)

第21回(1995年6月16日-17日、ハリファクス)

EU 理事会議長 Jacques Chirac (フランス大統領)*

欧州委員会委員長 Jacques Santer

第22回(1996年6月28日-29日、リヨン)

EU 理事会議長 Romano Prodi (イタリア首相)*

欧州委員会委員長 Jacques Santer

第23回(1997年6月20日-22日、デンヴァー)

EU 理事会議長 Willem Kok (オランダ首相)

欧州委員会委員長 Jacques Santer

第24回 (1998年5月16日-17日、バーミンガム)

EU 理事会議長 Tony Blair (イギリス首相)*

欧州委員会委員長 Jacques Santer

第25回 (1999年6月18日-20日、ケルン)

EU 理事会議長 (Gerhard Schröder ドイツ首相)*

欧州委員会委員長 Jacques Santer

^{1992-7/8,} point 1.4.35.) o

⁽²⁰⁾ Delors 委員長のほか、Henning Christophersen 副委員長が出席した (Bulletin、1992年7/8月、ポイント1.4.35.)。

⁽²¹⁾ Dehaene 首相のほか、Willy Claes ベルギー副首相兼外相が出席した。Claes 副首相は閣僚 理事会議長の職にあった (Bulletin、1993年7/8月、ポイント1.3.38.)。

⁽²²⁾ Delors 委員長は健康上の理由で欠席、Christphersen 副委員長が代理出席したもの (Bulletin、1993年7/8月、ポイント1.3.38.)。なお、Leon Brittan 委員も出席した。

⁽²³⁾ Delors 委員長のほか、Christophersen 副委員長及び Hans van den Broek 委員が出席した (Bulletin、1994年7/8月、ポイント1.3.52.)。

第26回 (2000年7月21日-23日、九州・沖縄) EU 理事会議長 Jacques Chirac (フランス大統領)*⁽²⁴⁾ 欧州委員会委員長 Romano Prodi

第27回 (2001年7月20日-21日、ジェノヴァ) EU 理事会議長 Silvio Berlusconi (イタリア首相)* 欧州委員会委員長 Romano Prodi

第28回 (2002年6月26日-27日、カナナキス) EU 理事会議長 José María Aznar (スペイン首相) 欧州委員会委員長 Romano Prodi

第29回 (2003年6月1日-3日、エヴィアン) EU 理事会議長 Jacques Chirac (フランス大統領)* 欧州委員会委員長 Romano Prodi

第30回 (2004年 6 月 8 日-10日、シーアイランド) EU 理事会議長 Bertie Ahem (アイルランド首相) 欧州委員会委員長 Romano Prodi

第31回 (2005年7月6日-8日、グレンイーグルズ) EU 理事会議長 Tony Blair (イギリス首相)*⁽²⁵⁾ 欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第32回(2006年7月15日-17日、サンクトペテルブルク) EU 理事会議長 Matti Vanhanen(フィンランド首相)

欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第33回(2007年6月6日-8日、ハイリゲンダム) EU 理事会議長 Angela Merker (ドイツ首相)* 欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第34回 (2008年7月7日-9日、洞爺湖) EU 理事会議長 Nicolas Sarkozy (フランス大統領)* 欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

⁽²⁴⁾ Bulletin、2000年7/8月を参照されたい (ポイント1.6.92.)。

^{(25) 2005}年7月7日午前、ロンドンで4件の爆発事件があり、Blair 首相は午後の新興5ヵ国を交えた会議を終えたあと、スコットランドのグレンイーグルズからロンドンに向かった。同日のうちにサミット会議に戻ったが、この間 Jack Straw 外相が臨時に議長を務めた。

第35回 (2009年7月8日-10日、ラクイラ)

EU 理事会議長 John Frederik Reinfeldt (スウェーデン首相)

欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第36回 (2010年6月26日-27日、ムスコカ)

欧州理事会議長 Herman Van Rompuv

欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第37回(2011年5月26日-27日、ドーヴィル)

欧州理事会議長 Herman Van Rompuy

欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第38回 (2012年5月18日-19日、キャンプ・デーヴィッド)

欧州理事会議長 Herman Van Rompuy

欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第39回 (2013年6月17日-18日、ロック・アーン)

欧州理事会議長 Herman Van Rompuy

欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第40回 (2014年6月4日-5日、ブリュッセル)(26)

欧州理事会議長 Herman Van Rompuy

欧州委員会委員長 José Manuel Barroso

第41回 (2015年6月7日-8日、エルマウ)

欧州理事会議長 Donald Franciszek Tusk

欧州委員会委員長 Jean-Claude Juncker

第42回 (2016年5月26日-27日、伊勢志摩)=予定

欧州理事会議長 Donald Franciszek Tusk

欧州委員会委員長 Jean-Claude Juncker

2 上記の表に関連して、次の諸点について述べたい。

(1) 1993年11月1日の欧州連合条約(マーストリヒト条約)の実施ま

^{(26) 2014}年3月24日、ハーグで臨時のG8会合が開かれた。これは同地で核セキュリテイ・サミットが開催された機会に、ロシアを除くG8参加国がロシアによるクリミア半島の編入に関連して開いたものである。このG8会合にはEUは直接には参加しなかった模様である。

では勿論のこと、それ以降も G8には EC 理事会(のち EU 理事会、欧州 理事会)の議長国首脳が出席して来たが、フランス、ドイツ、イタリア及 びイギリスは G8のメンバーであるから、これら 4ヵ国の一つが議長国で あるときは当該国首脳が自国代表を兼ねた。しかし、それ以外の EC 加盟 国 (仮に「中小国」と呼ぶ。)には参加のチャンスが少なかった。2009年12月にリスボン条約が効力を発生するまで、中小国からはわずかに数回、閣僚理事会を代表して G8に参加している。すなわち、上表から明らかなように、オランダ首相が 2回(1986年及び1991年)、ベルギー首相が 2回(1987年及び1993年)、スペイン首相が 1回(2002年)、アイルランド首相が 1回(2004年)、フィンランド首相が 1回(2006年)及びスウェーデン首相が 1回(2009年)、それぞれ出席した。しかし、2009年12月にリスボン条約が実施されたあと欧州理事会議長の任期が 2年半となった(後述)。これにより G8における欧州理事会の出席については、欧州委員会と同様、継続性・安定性が確保されることとなった。

(2) 2009年12月7月のG8までの期間について、中小国には「大国の"overrepresentation"」に対する不満が生じ得たことが想像されるが(注11 参照)、EC 理事会に関してはもう一つ問題があった。1993年11月1日に欧州連合条約第146条が議長の職は各加盟国が務めるが、それは"for a term of six months"である、と定めていたため(1月-6月、7月-12月)、毎回違う議長がEC 理事会を代表して出席することになる。また、G8は6月または7月に開催されることが多いが、いずれの月に開かれるかにより理事会議長国が違う。このために差支えが生じる可能性は完全には排除できなかったかも知れない。しかし、2009年12月1日に効力を発生したリスボン条約で欧州理事会はEUの一機関として正式に発足したのみならず、欧州理事会議長の任期は2年半と定められ(1回に限り再選を認められる。A条約第15条第5項)、この問題は解決した。また、欧州理事会議長は「個別の国家の役職についてはならない。」とされた(A条約第15条第6項b)。この点は本紀要第145号でも述べた通りである(74-5頁)。

リスボン条約の実施と共に Herman Van Rompuy 前ベルギー首相が欧州 理事会議長に就任した。彼が G8 に参加するのは2010年 6 月、ムスコカ(カナダ)で開催された第36回会合からである。2014年12月 1 日、Donald

Franciszek Tusk がリスボン条約の下では 2 代目の欧州理事会議長に選出された (任期は2017年 5 月31日まで)。彼はポーランド前首相であるが、上表から明らかなように、彼は2015年 6 月の第41回 G8会合にはじめて参加した。

このように、リスボン条約が効力を発生したあとたまたま2代にわたって中小のEU加盟国が欧州理事会の議長国となっているが、「リスボン以前」には、前述のようにフランス、ドイツ、イタリア及びイギリス4ヵ国のいずれかがEC理事会(のちEU理事会)の議長国となった場合、当該議長は自国の代表でもあった。実際、すでに見た通り、第1回から第6回までのG8では第3回-第6回の会議ではイギリス、ドイツ、フランス及びイタリア代表がEC理事会の議長でもあり、また自国の代表でもあった。上表で明らかなように、1981年7月の第7回G8からリスボン条約の効力発生の約半年前に開催された第35回G8までの期間にも同様なケースが多かった。このような場合は、上表のEC理事会(のちEU理事会)議長の氏名に[*]印を付した。「リスボン以後」は、前述のように欧州理事会議長は「個別の国家の役職についてはならない。」とされ、イギリス等4ヵ国のいずれかが議長国となった場合に議長が出身国の代表を兼ねることはなくなった。

(3) EC 委員会 (のち欧州委員会) 委員長の任期は5年で、再選も可能である。そのため、G8においては委員会の継続性は当初から維持されてきた。

2014年11月1日、Jean-Claude Juncker が欧州委員会委員長に就任した。 彼は前ルクセンブルグ首相である (任期は2019年10月31日まで)。彼は、 Tusk 欧州理事会議長と同様、2015年6月開催の第41回 G8から参加して いる。

(4) 2009年12月1日、リスボン条約が効力を発生し、同条約により新設された欧州対外活動庁 (EEAS) を統括する初代外務・安全保障政策上級代表 (欧州委員会副委員長を兼ねる、リスボンA条約第17条第4項)として Catherine Margaret Ashton (Baroness Ashton of Upland、イギリス人)が着任した。2014年11月1日、Federica Mogherini(イタリア前外相)がその後任となった (任期は2019年10月31日まで)。外務・安全保障政策

上級代表はG8の外相会議に出席している。同上級代表は欧州委員会の副委員長の1人であるが(既述)、委員会の任期は5年である(同17条第3項)。

(5) 「シェルパ」について、EC (のち EU) の場合は委員会委員長にも個人代表がいることは前稿で触れたが (83頁)、なお EC 委員会 *Bulletin*、1983年5月 (ポイント2.2.16.)、1984年6月 (ポイント2.2.18.) 等の記事も参照されたい。

おわりに

1. G6、のちに G7と称された首脳会議は、ロシアがこれに部分的に参加するようになったバーミンガム会議(1998年 5 月 15日-17日)以降 G8の呼称で知られるようになった。しかし、2014年 6 月 4 日-5 日のブリュッセル会議以降ロシアは首脳会議に参加停止となり、同会議はふたたび G7となった。ロシアが首脳会議に復帰する可能性は排除されていないが、ここで指摘したいのは EC(のち EU)の参加が会議名に反映されたことはないという点である(例えば "G8 + EU" のごとく)。

ささいな点であろうが、これは主権国家を主要な構成単位とするこれまでの国際社会においては、一部の強力な国際機関(グローバルまたは地域的の別を問わず)のステータスが国家のそれにいかに近接したものであっても(すなわち、高度の「超国家性」を獲得している場合も)、少なくとも現段階では国家と同等な扱いを受けることはない事実を端的に示しているといえよう。発達した国際機関は会議参加権を認められることが確実に多くなった。しかし、そのような国際機関であっても往々にして国際社会の"full-fledged" member とは見做されず、「二級市民」扱いされる。会議参加権につきさらに言えば、他の参加国から国際機関の参加権は完全には承認されず、オブザーバーの地位を与えられるだけで発言権は認められなかったり、発言は許されても投票には参加できなかったりすることがある(27)。たしかに国際機関は国家よりはるかに数多く存在し、しかも個々の

⁽²⁷⁾ 筆者が再三にわたって述べた通り、EUが使節権を能動的または受動的に行使することについても当初若干の加盟国は否定的であった。例えば、本紀要第40号の拙稿を参照された

機関の国際法上の権利能力・行為能力の幅はあまりにも違っている。ある意味では、国際機関は国家―いずれも国際法で権利能力・行為能力を完全に認められている。―と違ってそれぞれが sui generis な存在なのである。しかし、EU のような超国家性を与えられている国際機関については、場合により国家と並ぶ扱いを受ける必要性が生じるのではないか。G8における EC (のち EU) の参加は case in point であろう。本稿は冒頭で述べたように G8に対する "the Community's right to participation" について論じたものであるが、この権利の獲得は容易ではなかった。

また、国際会議に出席するにあたり、ある国際機関の内部機関のうちどの機関が当該国際機関を代表するかという興味深い問題がある。EC (のち EU) にしても、欧州理事会及び欧州委員会以外にも多くの機関を有しているのである。

2. Giscard d'Estaing 大統領も Mitterand 大統領も、EC (のち EU) の G8 出席には冷淡な態度を隠さなかった。Giscard d'Estaing 大統領は Charles de Gaulle 大統領(1958年-69年)及び同大統領の政策の忠実な実行者であった Georges Pompidou 大統領(1969年-74年)の下でそれぞれ蔵相を務め、1978年2月、当時のフランス与党のほとんどを統合してフランス民主連合(UDF)を創設した人物であるが、Mitterand 大統領は周知のごとくフランス社会党の党首で革新派であった。フランスの政治家の一部に見られる EC への軽視は、どうやら党派を超えた傾向のようである。

筆者は、「EEC嫌い」で知られた de Gaulle の政界再登場がもう少し早かった場合、EECが果たして無事に船出することができたかどうか疑問に思うことがある。1958年5月、すなわち EEC(及び EAEC)が個々の声を挙げた直後に当時の René Coty 大統領(フランス第四共和制最後の大統領となった。)が de Gaulle を首相に任命し、彼は同年12月になってから第五共和制の初代大統領に選出された。筆者は当時フランスにいたが、これは正に「歴史のいたずら」ではないかとつくづく思ったものである。

3. しかし、国際機関の多くが国際社会においてその存在感を高めつつある事実を否定する者はいないであろう。現在の国際社会は、主権国家のレ

い (39-40、43-4頁)。

ベル及び国際機関のレベルの二重構造になりつつある。これからの国際社会においては、国際法上また実際面で、国際機関、少なくともその一部(とくに地域的国際機関で当該地域の統合を目指すもの)の地位はますます向上することであろう。われわれは今後 G8における EU のステータスが変化するのか、変化するとすれば如何に変化するのかを注視していきたいと思う。 (完)

「付記1] 不完全主権国等と使節権

- 1. 筆者は本紀要第144号の付記「不完全主権国等と使節権」において、不完全主権国のもつ国際法上の行為能力(会議出席権、条約締結権、使節権等)につき、主として L. Oppenheim, *International Law* 各版からいくつかの具体例を引用した(41-52頁)。これ以外の文献からも例を挙げることができる。
- 2. ここでは、オスマン帝国(1299-1922年)がバルカン半島を席巻したあと、半島にあったいくつかの公国に付与した国際法上の権利能力及び行為能力について触れて見たい。入江敬四郎・大畑篤四郎『重訂 外交史提要』(成文堂、1964年)に拠ったところが多い。同書には、バルカン半島以外の地域にあった不完全主権国の国際法上の地位に関しても記述が多い。

オスマン帝国は1389年6月28日、セルビア公国を中心とするバルカン連合軍と戦い、これを撃破した。いわゆる「コソヴォの戦い」である。1453年、ビザンティン帝国(東ローマ帝国)はオスマン帝国により滅ぼされ、以後400年、バルカン半島はオスマン帝国により支配される。同帝国は1396年、ブルガリア王国を支配下に置き、1415年にヴァラキア公国、また1475年にモルダヴィア公国に宗主権を及ぼし、またセルビア(1830年、公国となった。)を支配し、さらに1453年、ギリシャを併合した。アルバニアの封建諸侯も次々とオスマン帝国に降伏したが、15世紀前半、Scanderbeg(1403年ころ-1468年)が独立の旗を揚げた。しかし、1468年の彼の死後、オスマン帝国はアルバニアをようやく完全征服した。オスマ

ン帝国はスレイマン1世(在位1520-1560年)の下で全盛期を迎え⁽²⁸⁾、その版図はバルカン半島、中東・北アフリカを越え、1526年にはハンガリー王国を服属させた。オスマン帝国の支配下に置かれた諸国は同帝国の一部とならず、これと朝貢関係を維持したものの、国家としての存在は保ったようである。なお、モンテネグロは4世紀にわたりオスマン帝国との戦闘に明け暮れながらもほぼ独立を保った。

クリミア戦争はイギリス、オーストリア、フランス、サルデーニャ及びオスマン・トルコ連合とロシアとの間で戦われ、ロシアの敗北に終わったが、われわれに関心があるのは、1856年3月30日署名されたパリ平和条約がバルカン半島にあったヴァラキア、モルダヴィア及びセルビアの3公国の地位を定めたことである。まず、ヴァラキア公国及びモルダヴィア公国はオスマン帝国の宗主権の下に置くが、締約国の保障の下で両公国が保持する諸特権・免除を享有する、またセルビア公国も旧来通りオスマン帝国皇帝に所属するが、以後は締約国の保障の下にも置かれることとなった(29)。3公国の国際的地位は、一種の集団的保障(garantie collective)の下に置かれたことになる。

また、1878年7月13日に採択されたベルリン条約により、ルーマニア及びセルビア両公国は、モンテネグロ公国と共に⁽³⁰⁾、一定の条件の下でそれぞれが独立国として承認された(それぞれ第43条-51条、第34条-42条、

⁽²⁸⁾ スレイマン1世は、国際法の歴史において、フランス、イギリス、オランダ等ヨーロッパ 諸国と条約("capitulation"と称された。)を結び、これら諸国に対しトルコにおける領事裁 判権を含む通商上の諸便宜を与えたことでも知られる。『法政研究』38巻2-4号(1972年7 月刊)に掲載の伊藤不二男「近世における領事の裁判権」によると、1535年、スレイマン 1世(伊藤教授は「Soliman 2世」としておられる。)はまずフランスのフランソワ1世と capitulation を結んだが、当時キリスト教国にはキリスト教国は異教徒と条約を結ぶことが許 されるか否かという重要な問題があり、フランス・トルコ間の capitulation の締結は「国際 法が、最初はヨーロッパのキリスト教諸国に共通の法として成立したのち、その妥当範囲を 拡大して、非キリスト教世界にも適用されることになる、そのきっかけとなった……。」と いう(130頁)。

⁽²⁹⁾ ヴァラキア及びモルダヴィア両公国では、ベルリン条約第3条及び第4条の規定により公 首の選挙が行なわれ、単一の公首を選定した。その結果、両公国は1866年10月23日、ルー マニアと称する単一の公国を形成した。

⁽³⁰⁾ モンテネグロがはじめて独自の国家形態をもったのは1516年のことで、主教公(Prince-Bishopric) による一種の神権政治(theocracy)が行なわれた。1852年、主教公は世俗的な公首となり、モンテネグロ公国が成立した。

第26条-33条)。アルバニアについては、1913年7月28日のブカレスト条約(第2次バルカン戦争の講和条約)によってトルコの宗主権の下に、かつ列国の集団的保障の下に公国となった。アルバニアがトルコからの独立を宣言したのは1912年11月28日である。

バルカン諸国はオスマン帝国から完全に独立するまで、限定的な範囲で国際法上の権利能力及び行為能力を行使した。例えば、ブルガリア公国は第1回ハーグ平和会議(1899年5月-7月)に独自の代表を送り、かつオスマン帝国とは独立して条約に署名することが認められた。ただし、条約及び最終議定書の署名にあたっては、ブルガリア代表は一般外交序列とは異なり、オスマン帝国全権の次とされた。しかし、ブルガリア代表は1907年6月に始まった第2回ハーグ平和会議では独自の順序に配列された。使節権については、本紀要第136号で述べたように(80頁)、ルーマニアはオスマン帝国に代理公使を派遣した。しかし、公的性格は認められなかった。また、ルーマニア代表は他の宮廷でも非公式に接受され、また外交団には加えられなかった。一方、諸外国はルーマニアに正規の外交使節を派遣した(31)。

オスマン帝国は、前述のようにバルカン半島のみならず西アジアや北アフリカにも版図を広げたが、これらの地域にあった国家的組織にもある程度の国際能力を認めることがあった。例えば、エジプトはトルコの従属下にあった時期、諸外国と通商協定を締結することはできた。しかし、常設的な使節団を(外国で)維持する能力は認められていなかった⁽³²⁾。

3. ロシアがヨーロッパ国際社会の一員となったのも比較的新しい。1240年から240年間、ロシア諸公国はキプチャク・ハン国に臣従していたが(いわゆる「タタールの軛」である。)、モスクワ公国のイワン3世(在位1462-1505年)はキプチャク・ハン国の支配から脱し、また近隣の諸公国を征服してモスクワを中心とする統一国家を形成することに成功した。モスクワ大公国は、このころヨーロッパ国際政治の舞台に登場したのであろう。筆者は松木栄三編訳の『ピョートル前夜のロシア―亡命ロシア外交官

⁽³¹⁾ なお、本紀要第136号の注30を参照されたい。

⁽³²⁾ Ernest Satow, A Guide to Diplomatic Practice (1st Ed.; London: Longmans, Green & Co., 1917), I, 176. なお、この点は本紀要第139号でも述べた(82頁、注7)。

コトシーヒンの手記一』(彩流社、2003年)を興味深く読んだが、ロシアと西ヨーロッパ諸国の間に常設の外交使節を交換するようになったのは具体的にはいつのことであったのか。ピョートル1世(在位1682-1725年)はヨーロッパの先進諸国からさまざまな制度を取り入れて内政改革を強力に推進し、また1697年3月から翌年8月まで総勢250人の大使節団をアムステルダム、ロンドン、ウィーン等に派遣したが、これは明治4年から6年にかけて日本政府が米国及びヨーロッパ諸国に岩倉使節団を派遣した事実を想起させる。しかし、ロシアの使節団にはピョートル1世自身も加わっていたというから驚く。さらにピョートル1世は1700-21年の「北方戦争」に勝利した。その結果として西ヨーロッパ諸国との外交関係はますます緊密化したことであろう。モスクワ大公国ないしロシア帝国の外交使節の派遣・接受につき、いずれその実態を研究したいと考えている。

- 4. こうして見ると、不完全主権国がどの範囲で国際法上の行為能力を享有するかは関連する第三国の意志次第といって差し支えないのかも知れない。入江敬四郎・大畑篤四郎両教授は、上掲の著書の序で「外交史は、国際法の宝庫である。……およそ国際法上の素材と実例は、至って豊富である。」と述べる(2頁)。筆者はまったく同感で、歴史を紐解けば不完全主権国の国際能力について興味ある実例が他にも多々発見されるであろう。
- 5. 不完全主権国ではないが、第2次大戦後の「分裂国家」にも、これを 承認しない国との間では完全な外交関係が存在しない場合が多かった。国 際機関及びこれに加盟していない国家の間でも国際法の見地から見て興味 ある関係が保たれることがあった。例えば Salmon は、国連及び在ジュネー ヴ国際機関のいずれにも未加盟であった時期の東ドイツに関し、同国は ジュネーヴにオブザーバーを置いていた、そして彼は statut diplomatique を部分的に享受していた、と述べている⁽³³⁾。

この付記ではとくにオスマン帝国とその従属国との関係について言及したが、同帝国はイスラム教国である。前述のパリ平和条約により、オスマン帝国はヨーロッパ公法(のち国際法と改称された。)及びヨーロッパ協調の諸利益に参加することを認められた(注28参照。また、「ヨーロッパ

⁽³³⁾ M.Virally, P. Gerbet et J. Salmon, Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales (Bruxelles: Bruylant, 1971), I, 140.

協調」については本文 A 1. (3)参照)。このように、トルコという非キリスト教国が19世紀半ばヨーロッパの一員と見做されたことは、同国の EU への完全な形での加盟が懸案となっている現在、見逃すことはできない事実であると思う。近々「ヨーロッパ」とは何か、この点を改めて考え、一文を草することとしたい。

「付記2]ブリュッセルでの資料収集

1. 筆者はかつて外務省に籍を置いていたが、ブリュッセルは「古戦場」 の一つである。1959年7月から1961年9月まで、ここに勤務した。

2015年 3 月29日から 4 月 3 日まで、筆者は非公式にブリュッセルに滞 在した。短期間の滞在であったが、欧州委員会の Archives Historiques へ行 き、関連ファイルを閲覧することが目的の一つであった。欧州委員会の建 物 ("Berlaymont" と呼ばれる。住所は200 Rue de la Loi, Bruxelles 1040) に 面した Inf Point Europe (1, Rue Archimède, 1040 Bruxelles、InfEuropa Schuman ともいう。) で教えて貰った住所 (18, Rue Van Maerlant, 1040 Bruxelles) へ行って見ると、看板は Bibliothèque Centrale de la Commission Européenne となっていた。筆者は古いファイル等もここに蔵置されている のであろう、と思った。しかし、入口に警備員がいて図書館は事前の許可 がないと入れないという。図書館の誰でもいい、司書の1人と話だけでも したい、といったが駄目だという。出発前に外務省を通じて EU に対する 日本政府代表部(5-6, Square de Meeus, 1000 Bruxelles、在ベルギー日本国 大使館と同じ住所にある。) に前もって手配方お願いしておけばよかった のであろうが、いまさら仕方がない。そこで筆者は Agence Europe S.A. で 1958年以降の Europe に目を通したいと考えた(34)。 再び Inf Point で同社の アドレスを伺うと、36, Rue de la Gare, Bruxelles 1040であるという。しかし、 このアドレスへ行って見ると建物は閉鎖され、人影がない。3月30日の ことである。Inf Point に戻り、移転したのかと尋ねたが知りません、という。

⁽³⁴⁾ Europe は Agence Europe S.A. により刊行されており、公式の刊行物ではないが EU に対する外交団の間では信頼性の高い資料とされ、筆者も在ベルギー大使館に勤務中、毎日必ず目を通していた。なお、Europe 紙の英語・フランス語版については、1995年以降 CD-Rom が年 4 回発行されている。

非常に失望した。帰国後の4月22日に同社のホームページを見たが、住所は36, Rue de la Gare となっている。不思議に思ったが、今回は Agence Europe S.A. の所在地をこれ以上追及することは不可能であった。

Europe は1952年12月2日、ルクセンブルグで発刊され(同地に欧州石炭鉄鋼共同体 [ECSC] の最高機関が設置されて間もなくのことである。)、のちブリュッセルで刊行されるようになったが、ルクセンブルグにはまだ同社の機能の一部が置かれているという。あるいはルクセンブルグでEurope の古い版が読めるかも知れない。その場合はルクセンブルグに足を運ぶ必要があろう。

筆者は An Annotated Summary of Lists of Delegations, Missions and Offices Sent and Received by the European Communities: September 1952 to November 2009 と題する資料を作成したが(これについては本紀要でも一再ならず触れた。第133号、61-3頁等)、2012年はじめに人を介して欧州対外活動庁(EEAS)のアジア・大洋州部で当時日本・韓国・オーストラリア及びニュー・ジーランドを担当していた Jonathan Hatwell 課長に1部差し上げた(本紀要第140号、45-6頁)。今回は Bibliothèque Centrale に納本するつもりでいたのであるが、これが不可能となった。

2. もちろん、今回のブリュッセル訪問がまったく無駄であったとは思わない。欧州委員会、EEAS、欧州理事会、理事会等の建物、これら建物に近い加盟国・非加盟国のいくつかの EU 代表部の威容を眺め、さまざまな思いが胸をよぎった。1959年-1961年、筆者がブリュッセルに在勤していた際、欧州経済共同体(EEC)委員会の建物には実によく出かけたが(当時は security check がなく、出入りがまったく自由であった。)、現在の欧州委員会の建物はこれに比較して非常に巨大化している。Place Schumanの建物だけでは狭すぎるため周囲にある多数の建物を利用しており、いわゆる「蛸足状態」になっている。EEC 委員会の第6次一般報告(1962年5月1日-1963年3月31日)は筆者がベルギーを去ったあとの刊行であるが、これには委員会の職員は七つの建物に分散して執務しており、不便が多い、と述べられている(ポイント386)。いまはそれ以上の状態となっているのである。欧州委員会、欧州理事会、閣僚理事会、欧州議会等の主要機関のほか、各種下部機関も Place Schuman 付近の建物に散らばってお

り、このあたりはブリュッセルの「ヨーロッパ区域」となっている。

では、欧州委員会の職員の数はどの位なのか。前掲の第6次 EEC 委員 会一般報告はとくに職員数には触れず、質のよい通訳者、翻訳者、補助職 員 (secretarial assistants) を十分に確保することが困難となっている、と のみ述べる。第7次報告(1963年4月1日-1964年3月31日)も人出不足 を訴えている (ポイント397)。第8次報告(1964年4月1日-1965年3月 31日) は職員数が現地採用者を含めて3.115名であることを明らかにして いる (ポイント392)。これが当時、十分な数であったか否か筆者には判 断のしようがない。しかし、筆者がブリュッセルにいる間親しくして頂い ていた EEC 委員会の J.-Ch. Kazel 儀典長(ルクセンブルグ人)があるとき 筆者に「私は1958年1月、EEC が発足すると同時に着任したが、当時の 職員は全部で15人でした。それが今ではどうです。」といったのが今でも 耳底に残っている。当時の職員数はせいぜい2,000人台であったと思うが、 Kazel 儀典長には1958年1月の時点の職員数と比較して雲泥の差があるよ うに思えたのであろう。その後 EEC 委員会は欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 最高機関及び欧州原子力共同体(EAEC)委員会と統合され、職員数はさ らに増えた。いまでは ECSC は消滅し、EAEC は別の国際機関となってい る。いずれにせよ、現在の「ユーロクラット」の数がきわめて膨大である ことに間違いはない。

旧 EEC 委員会の建物は現在の欧州委員会の建物とそれほど離れておらず、ベルギー独立150周年に際してつくられた大きな公園 (Parc du Cinquantenaire) 沿いの Avenue de la Joyeuse Entrée にあったが、この建物はいまでは委員会の分室の一つとなっているという。

今回は資料 An Annotated Summary... を欧州委員会の図書館に寄贈することができなかったが(前述)、ブリュッセルにある Bibliothèque Royale Albert I 及び Université Libre de Bruxelles の図書館のそれぞれに1部ずつ寄贈した。非常に気持よく受取って頂いた。また、筆者はブリュッセルのあとパリ経由ストラスブールへ行き、4月8日まで滞在したのであるが、同地の Bibliothèque Nationale et Universitaire にも1部贈呈した。

欧州議会の本会議場用のガラスで覆われた建物はストラスブール南西部 にある Bassin de l'Ill のほとりに聳え立っているが、筆者は1995年 6 月-1997年6月、在ストラスブール総領事館に勤務中、当時の東京都練馬区長岩波三郎区長(故人)が同市に日本の桜62本を贈呈する計画であることを知って、これを欧州議会本会議場前の Bassin de l'Ill沿いに植えることを同区長に提案し、幸い積極的な賛成を得て実現させた経緯がある(『東京家政学院筑波女子大学紀要』第3集[1999年3月刊]、29-31頁)。それから20年近く、桜はすっかり成長し、ソメイヨシノ(27本)はちょうど満開で水面に美しい影を落としていた。同行して下さったストラスブール大学の中谷洋一名誉教授御夫妻によると今年の春は例年よりやや気温が低いとのことで、オオヤマザクラ(23本)はまだ蕾のままであった。(他に3本のシダレザクラと9本のアーコレイドとがある筈であるが、筆者にはどこに植えられているのか分からなかった。)ストラスブール市民はもちろんであるが、本会議に集まるヨーロッパ48ヵ国の欧州議員やその関係者が日本のサクラの満開期に遭遇し、心暖まる思いをすることがあるに違いない、と思った。また、欧州議会や欧州評議会(CoE、欧州議会に近い。)の事務局の人々にとってもそうであればいいな、とも思った。

3. 筆者はストラスブールではプチット・フランスにある古いアルザス風のホテルに宿泊したのであるが(ゲーテやシラーも泊まったことがあるという。)、近くに Place de la République があり、これに面した建物の一つにライン川航行中央委員会(Commission Centrale pour la Navigation du Rhin)が入っている。この建物は普仏戦争でアルザス地方がドイツ帝国の直轄領となったあと、ドイツ皇帝の離宮として建設された(結局、3人の歴代皇帝は誰も使用しなかったという。)という由緒のあるもので、国際機関を収容する建物としてはおそらく最も贅沢なものであろう。(Bibliothèque Nationale et Universitaire はこの広場に隣接している。)ライン川航行中央委員会は1815年3月24日のウィーン最終議定書会議で設置が決まったが、実際の設置は1831年になってからである。そのときはマインツに置かれ、1860年、マンハイムに移された。ウィーン会議後の1815年6月、35の邦(ラント)及び四つの自由都市で構成されるドイツ連邦が発足したが、マインツもマンハイムもライン川沿いの別々の邦の都市であった(35)。ライン川航

⁽³⁵⁾ マインツはマイン川、またマンハイムはネッカー川がライン川に注ぐ地点にある。 マインツにはローマ時代末期からカトリックの大司教座が置かれていたが、ウィーン会

行中央委員会は第1次世界大戦後の1919年6月28日に締結されたヴェルサイユ条約で大幅に改組され、またストラスブールに移った。

いずれにせよ、ライン川航行中央委員会は現存する国際機関では最も歴史が古いといわれる。今回、ここにも行ってみたが、建物にはヨーロッパの旗が掲げられていた。筆者がストラスブールに在勤していた当時と変わっていない風景であるが、改めて懐かしい気持ちで一杯になった。この旗は1955年12月13日、CoEが「ヨーロッパの旗」として採用し、他のヨーロッパ国際機関にも使用するよう慫慂したものであるが、ライン川航行中央委員会がこれに真っ先に応じたという。欧州共同体(現在のEU)も、1985年6月のミラノ欧州理事会で採用を正式に決定した(36)。

4. 筆者の気持をそのまま吐露するならば、できるだけ早い機会にブリュッセル(場合によりルクセンブルグも)を再訪し、欧州委員会の開発総局、中央図書館、EEAS等で当時の公式文書にあたると共に、Europeを含む非公式資料を渉猟し、それによって必要な資料⁽³⁷⁾を探し出してこの問題についての筆者の研究を完結したい。何十年も前の資料を発見するのは困難な、また時間のかかる作業であることはもちろん承知している。EUの開発政策を担当する部局が一定していないことも資料の発掘にあたって困難の度を高めていると思うが、目標はできるだけ達成したいと思う。

議で大司教領は四分され、マインツはヘッセン大公領に属することとなった。また、マンハイムは1329年、独立の公国となったが、1720-78年の間、プファルツ選帝侯の居城地となった。1803年、ナポレオンによってライン左岸地域はフランスに併合され、右岸地域はヘッセン及びバーデンに分割された。マンハイムはプファルツの解体後、バーデン(1806年、大公国となり、ウィーン会議後もこの地位を維持した。)に編入された。

- (36) 「ヨーロッパの旗」については『外務省調査月報』2007年度/No. 4の拙稿「欧州共同体の国際交通権及び名誉権」を参照されたい (23-5頁)。
- (37) 必要なのは ACP 諸国(AASM を含む。)に対する欧州委員会代表に関する資料だけではない。本紀要第125号(2005年3月刊)及び126号(同年10月刊)に掲載した拙稿「欧州連合(EU)及び他の国際機関の間の公式関係―欧州共同体による使節権の行使に関連して―」の(1)及び(2)を参照して頂きたいのであるが、(1)で述べたように、EU 理事会はジュネーヴ及びニュー・ヨークに連絡事務所を設置、また EU 委員会はジュネーヴほか4ヵ所に代表部を置いた。しかし、とくに理事会の在ジュネーヴ事務所の所長並びに委員会の在ジュネーヴ及び在ニュー・ヨーク代表部の代表については、いまだに歴任表が作成できずにいる。一方、(2)で述べたように、1952年末に ECSC の最高機関がパリに開設した事務所についても、所長の歴任表が未完成のままとなっている。

また、NATOに対するロシア代表部の実態についても是非知りたいと思う(本紀要第127号、80-1頁)。

5. 余談を一つ申し上げたい。筆者はストラスブール滞在後ニースに移ったのであるが、ホテルで2015年4月10日付 Le Monde を読んでいると、前年(2014年)、中国がフランスから1,800万本のワインを輸入したという記事があった(20面)。産地別の本数は示されていなかったが、二、三年前からボルドー産ワインの価格が中国の買占めで値上がりしているということは知っていた。フランスでも中国人の「爆買い」が始まったのであろうか。

ニースでは Promenade des Anglais に沿った四つ星のホテルに宿泊したのであるが、ここにも相当数の中国人がいた。彼等はニースで「爆買い」をしている訳ではなさそうで、態度から察して裕福層に属する人々と見受けられた。パリ、ボルドー、ディジョンあたりで「爆買い」をしたあとニースで憩っているのかも知れないと思ったが、さてどうであろうか。同地を去るときタクシーの運転手に尋ねたところ、中国人がニースで増えたのはこの1年くらいのことであるという。考えてみると、日本各地で中国人の「爆買い」が話題になったのもせいぜいこの一、二年である。中国人の海外進出は比較的最近のことであるが、進出先は日本だけではないようである。

筆者がはじめてニースに来たのは1958年の夏であったが、ホテル、レストラン、花市等、どこへ行っても他に1人の東洋人すら見掛けなかった。その後ヨーロッパでアフリカ系、中東系の人々が急増するようになったが、これからは中国人や台湾人が年々増加するのではないかと想像を馳せた。ただし、彼等はアフリカ系、中東系の人々と違い、ヨーロッパに定着することはあまりないのかも知れない。

ドイツでは移住者の流入が多く、また定着する者の比率が高い。ドイツに居住する人は5人に1人が移住者としての背景をもつというが、現在のところ移住者の半数以上はEU加盟国の出身で、とくにポーランド人が多いという。しかし、その一方で、かなり前からドイツにはトルコ人労働者が大勢住み着いている事実は否定すべくもない。このような事情は、多かれ少なかれフランス、イギリス等、生活水準の高い他のEU加盟国でも観察される。

最近は大量の移住者に加え、アフリカ、中東、アジア等の紛争地域から ヨーロッパを目指す難民の数が急増している。とくに本年夏以降はシリア

国研紀要146 (2015.11)

からの難民が増え、世界の耳目を集めている。EU 加盟国の間でも対応ぶりがまちまちで、「共通政策」がまだ打ち出されていないようである。

EU はヨーロッパの統合を目指しているが、ECSC の発足時と違い、いまヨーロッパ社会の人種構成は急速に流れ動いている。とくに注目すべきことは非ヨーロッパ人一滞在期間の長期・短期にかかわらず一の移住者・難民の数が急増し、いわばヨーロッパが「合衆国化」しつつある事実である。この現象とヨーロッパの統合とは、将来どのようにかかわりあって行くのであろうか(38)。

⁽³⁸⁾ お断りするまでもないと思うが、筆者は国籍・人種に基づくいかなる差別にも反対である。 ここに述べたのはあくまでも客観的な事実である。EUを通じてのヨーロッパ統合を研究す る者は、絶えずこの事実を念頭に置く必要があると痛感する。

ところで、Edgar Allan Poe は1841年に有名な『モルグ街の殺人』を発表した。周知のごとく、これはパリ(1830年代末のパリであろう。)を舞台にした小説であるが、Poe はこの中で、パリにはアジア人やアフリカ人はあまり多くない、という意味のことをオーギュスト・デュパンにいわしめている。この小説をはじめて読んだとき、筆者の印象に強く残った言葉である。19世紀前半にヨーロッパの統合を目指す運動が具体的にあったとすれば一と想像してみるのも面白いと思う。